

足利市西部多目的運動場 施設利用ガイド

足利市西部多目的運動場の使用許可申請にあたっては、必ず本書をお読みいただき、記載されている事項を厳守してください。

あしスタ

ASSISTA

愛称「あしスタ ASSISTA」の紹介

足利市西部多目的運動場の愛称「あしスタ ASSISTA」は、応募総数 365 作品から選ばれました。足利市と足利大学との包括連携により、市民のスポーツ及びレクリエーションの推進を図り、健康で明るい市民生活に貢献することを目的として整備されたこの施設を、より多くの方々に知っていただけるよう、分かりやすい・呼びやすい・親しみやすい愛称を選定しました。

【愛称の説明】

「assist (アシスト) = ゴールのアシスト・地域のアシスト」から、「assist Ashikaga」を略し、「あしスタ ASSISTA」と命名。

足利市西部多目的運動場施設利用ガイド

目次

《内容》	《ページ》
● 愛称	表紙（裏）
● 施設名称及び位置	1 ページ
● 施設概要	1 ページ
● 開場時間	1 ページ
● 休場日	1 ページ
● 使用許可申請及びその期間	1 ページ
● 施設等の使用料	1 ページ
● 施設等の使用許可申請及び使用手順について	2 ページ
● 施設等の使用の取り消しについて	3 ページ
● 使用許可申請、使用料納入、使用の取り消し及び鍵の 貸借窓口並びに受付時間	3 ページ
● 鍵の返却先	4 ページ
● AED（自動体外式除細動器）及び清掃用具の設置場所について	4 ページ
● 夜間照明設備の使用について	4 ページ
● 施設等の使用許可申請上の注意	5 ページ
● 施設等の使用上の注意	5 ページ
● 足利市西部多目的運動場使用規約	7 ページ

- 施設名称及び位置
名称：足利市西部多目的運動場 位置：足利市大前町 268 番地 1
- 施設概要
 - ◇ 多目的運動場（フィールド）部分の人工芝面積 8,214 m² (111m×74m)
※ 一般サッカー（105m×68m）1 面分、少年サッカー（68m×50m）2 面分 [兼用]、ラグビー（108m×68m）1 面分 [兼用]
 - ◇ 夜間照明設備平均照度 200 lx
- 開場時間
午前 9 時から午後 9 時まで開場。
- 休場日
12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで休場。
ただし、上記以外の期日においても、必要に応じて臨時に休場する場合があります。
- 使用許可申請及びその期間
施設及びこれに附属する器具等（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、足利市西部多目的運動場使用許可申請書（別記様式第 1 号）（以下「申請書」という。）を足利市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出し、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければなりません。なお、申請書は、使用予定期日の属する月の 1 月前の初日から使用予定期日の 2 日前までの期間に提出しなければなりません。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様です。

- 施設等の使用料
施設等を使用しようとする者は、教育委員会にその使用料を前納しなければなりません。
1 多目的運動場 【円（税込）】

使用者	使用区分	午前 9 時から 正午まで	正午から 午後 4 時まで	午後 4 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 午後 9 時まで
1 足利市民	全面	7,260	9,680	7,260	4,840
	半面（少年 1 面）	3,630	4,840	3,630	2,420
2 小学校就学前の市民 市内の小・中学生 市内の高校生	全面	3,630	4,840	3,630	2,420
	半面（少年 1 面）	1,815	2,420	1,815	1,210
3 足利市民以外の者 （上記 1・2 以外）	全面	10,890	14,520	10,890	7,260
	半面（少年 1 面）	5,445	7,260	5,445	3,630

【備考①】 入場料を徴収する場合の使用料は、最高入場料の 100 人分の額に相当する額とします。ただし、入場料を徴収しない場合の 1 日の使用料を下回らない額とします。

【備考②】 合計額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

- 2 夜間照明設備 【円（税込）】

使用区分	単位	使用料
全面	1 時間	1,448 円
半面	1 時間	724 円

【備考】 合計額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

● 施設等の使用許可申請及び使用手順について

使用許可申請及び使用手順については、以下のとおりとします。

【調整会議開催日（使用許可申請）】

1. 使用予定期日の属する月の1月前に開催される、足利市西部多目的運動場使用調整会議（以下「調整会議」という。）に出席してください（例：7月〇〇日の施設等の使用予定分であれば、6月に開催される調整会議に出席してください）。調整会議の日時及び会場については、別紙「足利市西部多目的運動場使用調整会議日程」のとおりです。
なお、調整会議の結果、空きとなった時間帯は、調整会議に出席していなくても随時使用許可申請が可能となります（市民スポーツ課窓口にて随時受付します）。ただし、調整会議の結果、空きがない場合もあります。
2. 調整会議結果に基づき申請書を教育委員会市民スポーツ課に提出してください。
なお、申請書のご提出は使用日1日につき1件（1枚）の申請をお願いします。
3. 申請書の内容の審査を受け、許可することが決定されたときは、施設等の使用料を納付してください。
4. 足利市西部多目的運動場使用許可書兼領収書（別記様式第2号）（以下「許可書」という。）の交付をもって、施設等の使用許可となります（許可書の交付を受けるまで、施設等の使用許可申請は完了していません）。なお、当該使用を取り消し又は変更しようとする場合は、交付された許可書が必要となりますので、許可書は大切に保管してください。

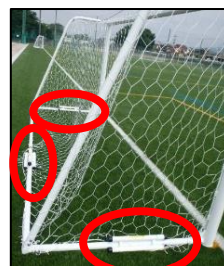
【施設等の使用期日又はその前日（※）】

5. 運動場の入口は施錠されておりますので、施設等の使用期日又はその前日（※）の受付時間中に、教育委員会市民スポーツ課へ来庁し、鍵を借用してください。
鍵は、貸借専用のケースに入れ、足利市西部多目的運動場使用報告書（以下「報告書」という。）を同封し、貸与します。
指定された期間内（使用期日又はその前日の受付時間中）に、鍵を借用いただかない場合は、施設を使用できません（使用料の還付もいたしません）。

（※）施設等の使用の許可を受けた使用期日又はその前日が、日曜日又は土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日若しくは12月29日から翌年1月3日までの日の場合は、その直前の受付可能な日に鍵を借用することとします。

【施設等の使用期日】

6. 使用の許可を受けた施設等の使用期日になりましたら、あらかじめ市民スポーツ課より借用した鍵で入口を開錠し、施設等を使用してください。なお、人工芝の区域内へ入場される際には、使用される靴に土、砂及び泥等が付着していないか確認し、付着している場合は、これらを良く落としてから入場してください。また、サッカーゴールを使用する場合は、転倒防止のため必ずゴール用ウエイトをサッカーゴールに設置してください。



（ゴール用ウエイト）

7. 施設等の使用後、必ず後片付け及び清掃をし、元の状態に戻してください。ゴール等を移動させた場合においても、施設等の使用後、必ず元の場所に戻してください。なお、物を移動させる際はケガに注意し、人工芝及び防球ネット等、施設等を傷つけないよう気を付けてください。また、ゴミは必ず持ち帰ってください。
8. 落とし物及び忘れ物が無いよう、使用者（申請者）の責任において必ず確認してください。
9. 開錠した箇所について施錠し、報告書を記入し、鍵及び報告書を貸借専用のケースに戻し必ず封を閉めてください。
10. 鍵及び報告書を封入した貸借専用のケースは、施設等の使用完了後速やかに（使用の当日中に）山前公民館の郵便受けに投函（返却）してください。なお、山前公民館の開館時間（開館又は閉館）を問わず、必ず山前公民館の郵便受けに投函してください（山前公民館内窓口には返却しないでください）。

● 施設等の使用の取り消しについて

施設等の使用許可の取り消しについては、以下のとおりとします。

※ 使用の取消しには、既に交付されている許可書及び還付金の振込先を確認できるもの（通帳等）が必要になります。

1. 当該使用を取り消そうとするときは、足利市西部多目的運動場使用取消届（別記様式第4号）に既に交付された許可書を添えて、教育委員会市民スポーツ課に提出してください。
2. 使用料の還付に係る基準は、次のとおりです。
 (ア) 使用者の責めに帰さない理由により使用できないとき 全額還付
 (イ) 前号に該当しない場合において、使用予定期日の7日前までに前項に規定する届出をしたとき 全額還付
 (ウ) その他やむを得ない理由があると認めるとき 教育委員会が別に定める額
3. 使用料の還付は、口座への振込となります。使用を取り消そうとするときには、還付金の振込先の口座が確認できるもの（通帳等）を必ずご持参ください。

※ 還付金振込のため、別紙「足利市西部多目的運動場（あしスタ）使用料 還付金振込口座連絡票」（以下「連絡票」という。）を記入し、教育委員会市民スポーツ課に提出してください（市民スポーツ課窓口にてご記入いただいても構いません）。連絡票を提出いただく際には、記載内容の確認のため、還付金の振込先の口座を確認できるもの（通帳等）が必要になります。

※ 還付金詐欺が急増しています。ご注意ください。

足利市西部多目的運動場の使用料の還付においても、電話で口座情報等を聞き取ったり、ATM（現金自動預払機）での操作をお願いすることは、絶対にありません。また、連絡票は教育委員会市民スポーツ課以外には、絶対に提出しないでください。

● 使用許可申請、使用料納入、使用の取り消し及び鍵の貸借窓口並びに受付時間

足利市教育委員会事務局 市民スポーツ課（足利市教育庁舎3階）

〒326-8601 栃木県足利市本城3丁目2145番地 TEL 0284-20-2232

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで。

ただし、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日までの日は受付できません。

● 鍵の返却先

足利市教育委員会事務局 生涯学習課山前公民館（郵便受けに投函）

〒326-0844 栃木県足利市鹿島町 630-1 番地 TEL 0284-62-2700

鍵は、施設等の使用完了後速やかに（使用の当日中に）山前公民館の郵便受けに投函（返却）してください。 ※山前公民館内窓口には返却しないでください。



山前公民館郵便受けの場所
（公民館正面出入口脇）



郵便受け
（上部の投函口へ投函）

● AED（自動体外式除細動器）及び清掃用具の設置場所について

AED 及び清掃用具は駐車場内の備品倉庫（3連のシャッターの倉庫のうち向かって右手（南）側のシャッター）の中に保管してあります。必要に応じて利用してください。施設使用中に持ち出した場合は、施設使用後に元の場所に戻してください。

また、AED を使用した場合は、消耗品等の交換及び補充が必要になりますので、直近の市民スポーツ課受付時間（「使用許可申請、使用料納入、使用の取り消し及び鍵の貸借窓口並びに受付時間」参照）において、必ずご連絡ください。



（備品倉庫（AED、清掃用具等保管））

● 夜間照明設備の使用について

あらかじめ、夜間照明設備の使用許可申請及び使用料納入を済ませ、使用の許可を受けた使用時間及び使用区分（面）に限り、夜間照明設備をご使用いただけます。

※「グラウンド照明操作盤」と表記された操作盤を開錠して開き、東面の点消灯は盤内の上部のスイッチ、西面の点消灯は盤内の下部のスイッチを操作してください。なお、他の操作盤及びスイッチ類には触れないでください。



（夜間照明設備操作盤）



（盤内スイッチ）

● 施設等の使用許可申請上の注意

施設等の使用許可申請について、施設等の管理上支障がありますので、以下の事項について厳守及びご承知おきください。

1. 施設等の使用許可申請、使用料納入及び鍵の貸借並びに鍵の返却は、指定の期間（時間）及び場所でのみ受付といたします。指定の期間（時間）及び場所以外での手続きはいたしません。
2. 調整会議又は市民スポーツ課窓口（来庁）以外での使用許可申請はできません。電子メール、電話及びFAX等による申請（空いている時間帯の確保及び仮予約行為等含む）は一切できません。ただし、お問合せ（回答）時点での空き状況についてはお答えします（その時点での空き状況の照会であり、予約を確保するものではありません）。
3. 調整会議に出席いただいても、施設管理及び使用希望者数等の状況により、施設等を使用いただけない場合があります。
4. 調整会議の結果、空きとなった時間帯についてのみ使用許可申請される場合は、調整会議への出席は不要ですが、調整会議の結果、空きがない場合もあります。
5. 許可書の交付をもって、施設等の使用許可となります。許可書の交付を受けるまで、施設等の使用許可申請は完了していません。
6. 使用を取り消し又は変更しようとする場合は、交付された許可書が必要となりますので、許可書は大切に保管してください。
7. 施設等の使用の許可を受けた使用期日又はその前日の受付時間中に、教育委員会市民スポーツ課へ来庁し、鍵を借用してください。（運動場の入口が施錠されています。）**指定された期間内（使用期日又はその前日の受付時間中）に、鍵を借用いただかない場合は、施設を使用できません（使用料の還付もいたしません）。**

● 施設等の使用上の注意

足利市西部多目的運動場敷地内（人工芝の区域内のほか、観客席及び駐車場等人工芝の区域以外の敷地も含む。以下「敷地内」という。）の使用について、施設等の管理上支障がありますので、以下の事項について厳守及びご承知おきください。

1. 敷地内は以下の行為については禁止です。
 - (ア) 喫煙、花火及びたき火等火気の使用の一切。
 - (イ) 飲酒。
 - (ウ) 音響機器、楽器、太鼓、笛（ただし、審判等競技の実施上必要な物は除く）等その他鳴り物の使用。
 - (エ) 防球ネット、フェンス、夜間照明設備、壁、樹木及びその他施設等へ向かってボール等を蹴る又は投げる行為。
 - (オ) ゴール、防球ネット、フェンス、夜間照明設備、壁、樹木及びその他施設等に登る、ぶら下がる及び飛びつく行為。
 - (カ) トイレ以外での排泄。
 - (キ) 教育委員会の許可を受けずに物品の販売、募金及びその他これらに類する行為、業として写真又は映画を撮影すること及び興行を行うこと。
 - (ク) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品若しくは動物の類を携帯し、若しくは連行する行為。
 - (ケ) 他人に迷惑となる行為。
 - (コ) その他管理上必要な指示に反する行為。
2. 上記1に加え、人工芝の区域内は以下の行為についても禁止です。
 - (ア) 飲食（ガム及び飴等を含む。ただし、水の摂取は可とする）。
 - (イ) 水以外の飲食物の持ち込み。

- (ウ) ポイントが金属製のスパイクの使用。
 - (エ) ハイヒール等かかとが高い靴での入場。
 - (オ) 人工芝等施設を損傷するおそれがある物、競技に不要な物及び重量物の持ち込み。
 - (カ) 新たにラインを引くこと、ポイント及び杭等の設置。
 - (キ) タープ等テント類を杭及びロープ等で施設等に固定する行為。
 - (ク) 車両類（軽車両含む）の乗り入れ、ドローン及びラジコンの使用。
 - (ケ) 施設内防球ネットの目（100mm 四方）又はフェンスを通過可能なボール等を用いる又は人工芝に大きな負荷をかける競技及び使用。
 - (コ) 施設等の維持管理上不適当な競技及び使用。
3. 周辺道路等での観戦及び応援等はおやめください。（足利市西部多目的運動場の使用に係る行為の一切については、敷地内でのみ行ってください。）
 4. 足利市西部多目的運動場駐車場及び周辺道路等でのボールの使用はおやめください。
 5. 施設使用者の駐車については、足利市西部多目的運動場敷地内の駐車場を使用してください。周辺道路への路上駐車はおやめください。
 6. 人工芝の区域内へ入場される際には、使用される靴に土、砂及び泥等が付着していないか確認し、付着している場合は、これらを良く落としてから入場してください。
 7. サッカーゴールを使用する場合は、転倒防止のため必ずゴール用ウエイトをサッカーゴールに設置してください。
 8. 施設等の使用後は必ず後片付け及び清掃をし、元の状態に戻してください。開錠した場所については施錠し、ゴール等を移動させた場合においても、施設等の使用後、必ず元の場所に戻してください。なお、物を移動させる際はケガに注意し、人工芝及び防球ネット等、施設等を傷つけないよう気を付けてください。
 9. ゴミは必ず持ち帰ってください。
 10. 落とし物及び忘れ物が無いよう、使用者（申請者）の責任において必ず確認ください。
 11. 使用時間を厳守してください。施設等の使用時間の規定は準備、片付け等を含めた時間です。施設等の使用の許可を受けた時間内に敷地内から退出ください。
 12. 許可された施設以外には立ち入らないでください。
 13. 教育委員会は、敷地内での事故又は施設等を破損した場合の責任は一切負いません。施設等の使用にあたっては、使用者の責任とします。（怪我や事故、貴重品の管理等についても、各自の責任において対応となります。）施設等を破損し、又は滅失した場合は、必ず教育委員会市民スポーツ課へ速やかに連絡してください。
 14. 報告書が未記入、記入漏れ又は未提出の場合は、当該使用者の以降の使用について許可できませんので、忘れずに記入及び提出ください。
 15. 施設等の使用許可申請をする場合は、「足利市西部多目的運動場使用規約」を必ずお読みください。

足利市西部多目的運動場使用規約

施設等の管理上、以下全ての規定に同意いただけない場合は、足利市西部多目的運動場（以下「多目的運動場」という。）は使用できません。多目的運動場の施設等の使用許可を申請した場合、施設等の使用者（以下「使用者」という。）は、以下全ての規定に同意したものとみなします。

また、下記のいずれかの規定に該当又は違反した使用者については、以後の使用について許可をしない場合があります。

（使用の許可）

1. 施設等の使用について次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しません。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
 - (2) 施設等を破損するおそれがあると認めるとき。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、施設等の管理上支障があると認めるとき。

（使用の制限）

2. 次の各号のいずれかに該当するときは、許可の内容を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止とします。なお、この場合において使用者に損害が生じても、足利市教育委員会（以下「教育委員会」という。）はその賠償の責めを負いません。
 - (1) 使用者が許可を受けた使用の目的に違反したとき。
 - (2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則若しくは教育委員会の指示した事項に違反したとき。
 - (3) 使用者が偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
 - (4) 天災地変その他の避けることのできない理由又は公益上の理由により必要があると認めるとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、施設等の管理上特に必要と認めるとき。

（使用権の譲渡等の禁止）

3. 使用者は、施設等の使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはなりません。

（行為の禁止）

4. 多目的運動場においては、教育委員会の許可を受けずに次に掲げる行為をしてはなりません。
 - (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
 - (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
 - (3) 興行を行うこと。

（原状回復の義務）

5. 使用者は、その使用が終わったとき又は許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、その使用した施設等を速やかに原状に回復しなければなりません。使用者がこの義務を履行しないときは、教育委員会がこれを執行し、その費用を当該使用者から徴収します。

(損害賠償の義務)

6. 使用者は、施設等を破損し、又は滅失したときは、教育委員会の認定するところにより、その損害を賠償しなければなりません。

(使用の取消及び使用料の還付)

7. 使用者は、当該使用を取り消そうとするときは、足利市西部多目的運動場使用取消届に既に交付された足利市西部多目的運動場使用許可書兼領収書を添えて、教育委員会に提出しなければなりません。なお、使用料の還付に係る基準は、次の各号のとおりです。
 - (1) 使用者の責めに帰さない理由により使用できないとき 全額還付
 - (2) 前号に該当しない場合において、使用予定期日の7日前までに前項に規定する届出をしたとき 全額還付
 - (3) その他やむを得ない理由があると認めるとき 教育委員会が別に定める額

(特別の設備)

8. 施設等を使用する場合において、特別の設備を設けようとする者は、足利市西部多目的運動場使用許可申請書に当該設備の内容を記載した仕様書を添えて申請し、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければなりません。

(使用者等の遵守事項)

9. 使用者及び入場者は、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。
 - (1) 所定の場所以外において飲食し、又は火気を使用しないこと。
 - (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品若しくは動物の類を携帯し、若しくは連行しないこと。
 - (3) 他人に迷惑となる行為をしないこと。
 - (4) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。